

■ Article (vol.16) ■ .....

税理士制度に関する規制改革の現状と課題

日税連規制改革対策特別委員会副委員長 宮川雅夫

1. 規制改革推進のための3か年計画(改訂)【閣議決定】

本年3月25日、政府は「規制改革推進のための3か年計画(改訂)」を閣議決定した。

(規制改革会議の下記HPを参照されたい。)

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2008/0325/index.html>

この計画は、我が国の経済社会が直面する諸課題を克服し、①イノベーションの創造とオープンな姿勢による経済成長、②再チャレンジが可能な社会の実現、地域の活性化、③簡素で効率的な政府の実現、等を図り、もって、我が国の経済社会を官主導のシステムから脱却し、自由と規律に支えられたシステムへ移行するとの観点から、行政の分野について、規制の在り方の改革の積極的かつ抜本的な推進を図り、経済社会の構造改革を一層加速することを目的としている。

この閣議決定に盛り込まれた具体的な計画事項は、昨年12月25日に規制改革会議(草刈隆郎議長)が公表した、「規制改革推進のための第2次答申」に基づいている。

今般、閣議決定された措置事項の内、税理士制度と関連のあるものは次のとおりである。

- (1) 資格者法人の設立要件の緩和
- (2) 資格者に関する実務実績等の情報開示の推進
- (3) 税理士試験の受験資格の見直し

2. 資格者法人の設立要件の緩和

このテーマは、平成18年12月25日に、当時の「規制改革・民間開放推進会議」が公表した「規制改革・民間開放に関する第3次答申」に記載され、昨年6月22日の閣議決定において検討事項とされたものである。

現在、弁護士法は、弁護士一人による弁護士法人の設立を可能としている。

一方、隣接法律専門職種とされる各士業法人を設立するためには二人以上の資格者が必要とされている。

このような状況にあって、「社会保険労務士」及び「土地家屋調査士」の業界から、資格者一人でも法人を設立できるように資格者法人の設立要件を緩和してほしいという要望がなされていた。

今般の閣議決定は、上記第3次答申を受けて、「資格者による全国的な幅広い業務サービスを推進する観点から、一人法人について、国民のニーズ、資格者団体

の要望、資格者の業務の実態を踏まえた上、検討を進める」と記述している。

ところで、「税理士法人制度」は、平成13年の税理士法改正により、複雑化・多様化する納税者の要請にこたえるため、税理士業務の共同化により、複数の税理士による多角的で継続的な業務提供や賠償責任能力の強化等を通じて、税理士業務に対する信頼性を高めるために、税理士事務所の新たな形態を選択肢に加えることとして創設されたものである。

今般の閣議決定を受けて、日税連は、制度部においてこの問題を検討することになるが、税理士法人制度の立法趣旨を考えた場合、税理士の一人法人を認める必要はないのではないかと考える。

また、公認会計士法による監査法人の設立にあたっては、5人以上の公認会計士が必要とされているが、公認会計士業界の中に設立要件を緩和すべきとの意見はない。

一人法人を要望している士業団体が、どのような国民のニーズに対応して規制改革を求めているかは不明であるが、税務の専門家の立場からは、少なくとも、節税を意識した制度改革を議論するわけにはいかないのではないかと考える。

### 3. 資格者に関する実務実績等の情報開示

このテーマは、昨年5月30日の「規制改革会議」の「規制改革推進のための第1次答申」に記載され、昨年6月22日の閣議決定で検討事項とされたものである。措置内容は、関係各省庁に対して、「業務独占資格の事務系資格に関して、資格者団体と協力して、資格者の氏名や事務所の所在地、連絡先、専門分野、懲罰など、国民に有用な情報の開示について、個人情報保護の観点や各資格における業務の特性を考慮しつつ検討を行い、国民が資格者を主体的に選択できるような環境を整備する。」ことを求めたものである。

これを受けて、日税連は、規制改革対策特別委員会において検討を行い、本年2月12日付で、「税理士の情報開示のあり方について（答申）」を取りまとめた。「答申」は、インターネット上で全国の税理士に関する情報を検索できる「税理士情報検索サイト（仮称）」を、本年秋頃を目途として開設すべきであるとしている。

このサイトで開示する項目は、個人情報保護の観点から、全国の税理士に関する情報を一律に掲載する「必須開示項目」と、会員の申し出に基づいて掲載する「任意開示項目」に区分することとした。

それぞれの開示項目は下記の通り。

#### 【必須開示項目】

- ①氏名漢字（通称氏名があるときは「通称氏名」）
- ②氏名カナ（同上）

- ③登録番号
- ④登録年月日
- ⑤事務所郵便番号
- ⑥事務所所在地
- ⑦所属税理士会
- ⑧事務所名称
- ⑨事務所電話番号
- ⑩懲戒に関する事項
- ⑪業務停止に関する事項

【任意開示項目】

- ①性別
- ②生年
- ③事務所FAX番号
- ④事務所メールアドレス
- ⑤事務所ホームページURL
- ⑥主要取扱業務

今般の閣議決定は、平成20年度中（平成21年3月末）に措置することを求めているが、上記「答申」に沿って、今後、日税連総務部において具体的な施策の実施について検討を進めることになる。

#### 4. 税理士の受験資格の見直し

閣議決定は、「税理士試験の受験資格については、受験資格が学歴等で差別されないような仕組みが十分担保されているか否かについて速やかに検討を行い、結論を得る。」と記述し、その検討・結論の期日を平成20年度（平成21年3月末）としている。

この閣議決定に至る一連の議論の過程で、日税連は、資格取得制度の改革にあたっては、「受験資格制度」に関する法改正のみを先行するのではなく、他の課題とともに総合的に検討すべきであるという主張をしてきた。

平成18年から、法科大学院修了者を対象とする「新司法試験」及び大幅にリニューアルされた「新公認会計士試験」が始まっている。

我々は、これら他資格の試験制度の動向も検証しつつ、税理士業界の将来を担う次世代の方々が、一人でも多く税理士試験にチャレンジできるような制度設計をすべきであると考える。

そのためには、税理士試験制度の改革のみならず、税理士の資格取得制度に関わる問題点も解決していかなければならない。

今般の閣議決定は尊重しなければならないが、これを機に、単に「受験資格制度」のみの改正に止まることなく、税理士制度の維持発展に資するための総合的な改革に着手すべきであると考ええる。

以 上